

2019年度 京都市文化観光資源保護財団助成事業実施要領

京都市文化観光資源保護財団では、京都市域の文化財、伝統行事、芸能など後世に継承するにたる文化観光資源を自然環境とともに保護し、かつ、その活用を図ることにより、豊かな文化の創造に寄与することを目的に下記により 2019 年度の助成事業を実施します。当助成事業は、京都市域の歴史的文化遺産を後世に引継ぐ為に、広く京都市民をはじめ企業・団体、国民各層から寄せられる寄付金を財源にして行っている事業です。

記

1. 実施内容

- (1) 文化財所有者、管理者等が行なう文化観光資源保護事業に対する助成
- (2) 伝統行事、伝統芸能の保存及び執行に対する助成
- (3) 文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備に対する助成
- (4) 文化観光資源施設の整備に対する助成

2. 募集要項

- (1) 募集事業 下記のとおり

- (2) 助成対象

2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）において実施される事業のうち、別に定める文化観光資源保護事業助成金交付対象選定基準に該当する事業。

- (3) 申請事前相談日（申請される方は必ず期間内に事前相談を行ってください）

事前相談期間：4月1日（月）～26日（金）

平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時除く）

*** 事前連絡予約必要・相談者は申請者に限る。業者のみは不可。**

場所：当財団事務所及び現地

- (4) 申請手続きスケジュール（4月中に事前相談を終えていること）

- ① 事前の書類審査などのうえで、所定の申請書・必要書類を当財団のウェブサイトから電子申請していただきます。

申請書提出期間 5月1日～31日必着

※申請書を提出されても、当財団の専門委員会の審議において、事業内容に問題がある場合は申請を却下することがあります。

- ② 事業計画書にもとづく資料・実地調査等の実施 6月～8月 他

- ③ 助成対象の選定

* 専門委員会（10月予定）で選定し、内定通知を送付します。助成金は、理事会（2月）で決定し、助成金交付決定通知を3月初旬に送付します。

- ④ 保護事業報告書提出

3月31日 締切（事業未完了の場合は、保護事業状況報告書を提出）

- ⑤ 助成金交付

3月下旬～（保護事業報告書・保護事業状況報告書提出者）

- (5) 助成決定後について

○ 当財団の助成を受けた旨を印刷物や公開・執行等の際に表示して下さい。

○ 当助成事業について、寄附協力者（当財団会員等）及び広く一般に対し、寄附金の使途を公表する必要がありますので、助成対象について公開・活用事業への協力を求めることがあります。

募集事業及び助成金

助成対象	対象事業	助成率
文化財所有者、管理者 の行なう文化観光資 源保護事業に対する 助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物の修理事業 ・ 美術工芸品（絵画、仏像、神像）の修理事業 ・ 庭園、史跡・天然記念物の保全事業 	事業費の3分の1以内 （上限額有り）
伝統行事、芸能の保存 及び執行に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統行事並びに伝統芸能の保存（記録の作成、伝承者の養成、衣装・用具、収蔵・施設整備の修理新調のいずれか）事業 ・ 伝統行事並びに伝統芸能の執行・公開事業 	事業費の3分の1以内 （上限額有り）
文化観光資源をとり まく自然環境の保全 及びその整備に対す る助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化観光資源をとりまく自然環境保全事業 	事業費の3分の1以内 （上限額有り）
文化観光資源施設の整備 に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化観光資源の保存・管理に伴う整備（防災施設、収蔵施設等設置・整備）事業 	事業費の3分の1以内 （上限額有り）

お問い合わせ

（事務局）公益財団法人京都市文化観光資源保護財団
〒605-0001

京都市東山区三条通大橋東二町目 73-2

京都三条大橋ビル 3階

TEL(075)752-0235・FAX(075)752-0236（平日9：00～17：00）

URL <http://www.kyobunka.or.jp>